

高校設置基準ならびに高校通信教育規程の改悪に反対する（声明）

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

一、文部科学省は〇四年四月一日からの実施をめざし、高等学校設置基準（以下、「設置基準」）及び高等学校通信教育規程（以下、「通信規程」）の省令「改正」作業を行っている。文科省が〇四年二月二〇日付けでパブリックコメントを求めたのに対し、日高教中央執行委員会は本日、文科省に意見を提出し、この省令「改正」についての見解を明らかにした。その中心点は、「改正」の問題点を明らかにするとともに、省令「改正」作業をただちに中止し、憲法・教育基本法・学校教育法が示す高校教育の目的にそって「設置基準」「通信規程」の抜本的改善を行うよう強く求めたことにある。

二、今回の「設置基準」の「改正」の趣旨について文科省は、①地域の実情に応じた特色ある高等学校の設置をより一層進める観点から、設置基準の弾力的運用を図る、②高等学校を設置するために必要な最低の基準として改正する、③高等通信教育規程についても同様に、通信制の課程の設備、編制等について改正を行うとしている。しかし、今回の「改正」は、現行「設置基準」の「標準的基準」を「最低基準」に改めるとして、教職員の配置、施設・設備等について、その水準を全体的に引き下げるものとなっていることが最大の特徴であり、問題点である。

今回の「改正」のねらいは、「特色ある高校の設置」を口実に、高校の公設民営化、株式会社の学校経営への参入など、財界の人事育成政策に従属した高校教育のあらたな差別的再編を教育条件の面から促進するものである。同時に、高校教育の大規模なリストラと、これまで以上に高校の差別化を公然とすすめるものであり、憲法・教育基本法がめざした教育の機会均等、公教育の原則を根本から覆すものである。現行の「設置基準」（一九四八年、文部省令）は、戦後の民主的教育改革のもとで、学校教育法が示した高校教育の目的と目標達成のために、公私立を問わず、定通教育をふくめ高校教育の教育水準を確保しようとする精神から出発したものであり、現行の「標準的基準」は積極的な性格をもっている。今回の「改正」は学校教育法の高校教育の目標（第四二条）をあいまいにするものと言わなければならない。

また、義務教育費国庫負担制度の総額裁量制・交付金化、地方交付税削減、財政の「三位一体改革」そして教員賃金決定システムの変更など、国の教育予算削減への圧力のもとでの「設置基準」の弾力化・「最低基準」化は、教育予算の削減に道をひらき、高校教育の地域的財政的条件による教育条件の格差、公私立による格差がさらに拡大することが懸念される。さらに、この「改正」は株式会社の学校経営への参入、高校の公設民営化など教育の「構造改革」路線をおしすすめ、教育の公共性、安定性、継続性など公教育の原則を崩しかねないものである。私たちは今回の「改正」が「教職員定数標準法」の再改悪へと連動することを警戒しなければならない。

「通信規程」の「改正」も、基本的には同様の問題点を持っている。通信教育の現状は、大規模化にともなう教員配置の不十分さが強く指摘されており、施設的面でも体育館・運動場や保健室がないなど劣悪な条件のまま放置されている。これは現行の設置基準および通信教育規程の不十分さの反映である。今回の改正はこうした不十分な現行水準をさらに改悪することにつながるものであり、到底認められない。

三、今回の「改正」は具体的に以下のような問題点をもっている。

（1）教諭の数について、「最低基準」では「収容定員を四〇で除した数以上、かつ教育課程の実施に支障のない人数」となっている。これは、学校によっては教諭の配置を「学級数相当数」に限りなく近づけ、他は非常勤講師などでまかなうことが可能になる「最低基準」である。さらに他の学校の教員等との兼務の規制が撤廃されたことは、教諭の配置を抑制できる措置である。

（2）事務職員の数については、現行設置基準で二名が下限であったものを「必要な相当数」として弾力化し、定数削減に道をひらくものとなっている。

（3）実習助手や養護教諭について、学校教育法では「置くことができる」という規程のもとでも、現行設置基準では「置かなければならない」とし、生徒数を基準とした数を定めている。ここに、現行設置基準の積極性がある。ところが、今回の「改正」では「必要に応じて置くものとする」と後退している。

（4）校舎、施設・設備の面でも、現行基準が明示する基準が大幅に弾力化されている。これは株式会社の学校参入等を容易にするねらいがあると言わなければならない。

このように教諭にとどまらず、事務職員、実習教員、養護教諭など学校運営、教育活動に不可欠な専門的職種の配置基準の改悪および施設・設備の基準の弾力化は、父母・国民が切実に願うゆきとどいた教育の実現に逆行するものである。

四、私たちはかさねて、「設置基準」及び「通信規程」について、〇四年四月一日実施にむけた拙速な省令改正作業を中止し、教職員団体をはじめ教育諸団体との誠実な協議を要求する。文科省がこれに応えることは、ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」の原則に照らしても、教育行政の最低限の責務である。

私たちは、「設置基準」「通信規程」の見直しを行うにあたっては、①リアルな学校教育現場の状況、生徒・保護者、教職員の願いや国民の要求に目をむけ、②経済効率優先、市場原理にもとづく教育「改革」ではなく、憲法・教育基本法、学校教育法の教育の目的の実現をめざす、主権者育成にふさわしい教育の創造をめざす教育「改革」の見地に立ち、③二一世

紀の日本の高校教育の発展を展望した抜本的な条件整備・水準の向上をめざすものにすべきであると考え、少なくとも「設置基準」および「通信規程」の見直しにあてっては、以下の諸点を盛り込むよう要求する。

- (1) 「設置基準」を「最低基準」とするならば、少なくとも現行水準を下回らない基準にすること。
- (2) 「同時に授業を受ける生徒数」の基準を、段階的計画的に三〇人以下に改善すること。
- (3) 教員等の数では、こんにちの高校教育が直面する課題の解決、たとえば基礎学力の充実、授業改革等につながる基準の改善が求められており、「一時間の授業に一時間の授業準備の保障」などがその具体的措置である。この視点に立てば、現行設置基準(第九条)の第一号表甲の除すべき数の一五あるいは一八を一二にすべきであり、当面、少なくとも一五に改善すべきである。
- (4) 養護教諭の複数配置およびすべての課程、分校への配置、学校図書館職員や現業職員の学校教育法、標準定数法ならびに「設置基準」へ位置付けなどをすすめる必要がある。
- (5) 「通信規程」の改正にあたっては、教職員配置の改善、とりわけ専任の養護教諭を配置すべきである。施設・設備の面では、現行「通信規程」に示されている休養室、生徒集会室と新たに体育館・運動場の必置を最低基準にすべきである。

私たちは、憲法・教育基本法の理念と原則にたつて、主権者育成の教育をめざし、定通教育をふくめゆきとどいた高校教育創造のために、これらの要求の実現に向けて父母・国民と力をあわせ、ねばり強く運動をすすめることを表明する。

二〇〇四年三月四日